

規制改革推進のための3か年計画（改定）（抄）

（平成 20 年 3 月 25 日）
閣 議 決 定

13 海外人材

（1）外国人登録制度の見直し

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）に基づき、現行の外国人登録制度を、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編するに当たっては、その法目的を「規制改革推進のための3か年計画」の実現に向けたものとし、「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出」とされた措置に向け、内閣官房の調整の下、総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する。**【平成19年度措置】**

その上で、両省は、地方公共団体の意見を十分に考慮しつつ、適切かつ着実に当該台帳制度を整備する。**【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】**